



宮 崎 県 公 報

平成24年 4 月26日 (木曜日) 第 2382 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	頁
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧… (循環社会推進課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について (6 件) …………… (自然環境課) 2	
○水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示 (水産政策課) 3	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始…………… (“ ”) 5	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 5	

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 6	
○包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 7	

訓 令

○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 7	
------------------------------	--

公 告

○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 8	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 8	
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 8	
○落札者等の公告…………… 8	

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 8	
------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 331号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-1	映画	おんな浮世絵師	藤原組 <新東宝映画>	平成24年 4 月17日
24 - 2	映画	S E X カウンセラー 変態 えぐり療法	国沢組 <オーピー映画>	
24 - 3	映画	お色気女将 みだら開き	竹洞組 <オーピー映画>	
24 - 4	映画	さみしい未亡人 なぐさめの悶え	荒木組 <オーピー映画>	
24 - 5	映画	3 D SEX & 禅 (原題) 3-D SEX AND ZEN : EXTREME ECSTASY	ナインマイルズ (香港)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 332号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する

ことができる。

平成24年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
株式会社 S E I S O U 代表取締役 竹中政明
宮崎県都城市吉尾町2163番地 1
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
都城市安久町3567番 2 及び3567番 4
- 3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設 (以上同一施設)

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動物系固形不要物、家畜の死体、動植物性残さ、廃油、廃酸、廃アルカリ並びに汚泥
- 5 申請年月日
平成24年3月7日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県都城保健所及び都城環境政策課
(2) 期間
平成24年4月26日(木曜日)から平成24年5月28日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 7 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
(2) 期間
平成24年4月26日(木曜日)から平成24年6月11日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 8 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第 333号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第194号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所 阿部友美、永井亮介、鎌田逸男、鎌田久廣、吉村史朗、橋口源之丞、橋口清次、橋口保弘、隈元啓文、栗山イツ、栗山軍太、栗山幸子、栗山勝衛、栗山正憲、栗山正樹、栗山正勝、栗山頼子、桑田國夫、高橋正久、黒木ナカ、崎村知子、鮫島康子、山下スマ、山下正雄、森山トメ、神田健一、石川タミ、川村マチ、川野和枝、前村未盛、前畑ミチ子、東野重盛、東野盛男、竹山久義、田中孝一、東口多喜子、白崎フク、迫田盛男、武石キミ、野口茂子、立山三男、立山不二夫
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第194号によること。

宮崎県告示第 334号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第195号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所 コーブランドデベロップメントインターナショナル、阿久井光雄、花盛藤四郎、花堂ミキ、花房弘三、株式会社オータカ建設、株式会社リージェント宮崎カントリークラブ、坂元友子、徳満イツ、日高義公、平山三千年
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第195号によること。

宮崎県告示第 335号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第196号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
延岡市役所 岡川トク、岡田ケサノ、岡田正夫、岡田清太郎、岡田福義、岡田芳太郎、岡内フイ、岡内啓太郎、岡内品吉、角田邦美、亀長馨、菊池ヨシエ、菊池芳枝、吉田今朝男、吉田種子、久保義信、久保藤吉、銀島幸則、古小路幹夫、戸高丈吉、甲佐正直、甲斐シヅノ、甲斐ヨリ、甲斐義徳、甲斐菊治、甲斐計雄、甲斐光、甲斐治七、甲斐清、甲斐大吉、甲斐日出男、甲斐邦久、甲斐穆、高城昭弘、高城八千代、高城和裕、今村奈良人、佐藤藤次郎、三菱金属株式会社、三木久光、山本泰隆、篠崎フサ子、篠崎好春、緒方寅太郎、小澤義幸、松羽春美、松岡シメ、松岡禮太郎、西山雄次郎、西村清五郎、西村惣四郎、西田宣弘、川並睦郎、早樋正一、太田清市、中村今朝松、中村春治、中村丈吉、中尾聡、鶴田丹蔵、田畑林治、田辺英二、田邊淳、島山文明、藤高隆芳、藤本一男、日高日出喜、日本製紙株式会社、抜屋重信、平野サメ、平野磯吉、末永誠二、木下ちづる、木下重子、木下正中、木下千鶴羽、柳田金雄、立山多十、立山門、領下ウメノ
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第196号によること。

宮崎県告示第 336号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第

197号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所 下津佐邦男、岩崎勝、宮原正雄、窪田英二、高佐ヒガ、山口本治、上田恒久、池田政和、池田政和、中屋敷ムツ、中屋敷久雄、田上堅太郎、日本製紙株式会社、八重尾シミ子、八重尾一二、八重尾英儀、八重尾初夫、八重尾通秋、富山浩二、福海源市、北田次雄、牧信雄、牧末則、古場佳夫、野邊治男、有限会社霧島牧場、鷗野シヅエ、鷗野秀光

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 197号によること。

宮崎県告示第 337号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第 198号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西都市役所 井上義範、井上宝次、皆川佳代、株式会社日商、岩下安俊、岩倉薫、後藤直平、後藤畝市、甲斐嘉敬、甲斐徳市、黒木義孝、黒木財千代、黒木盛市、黒木繁行、黒木務、坂

水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 339号

水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示

水産業協同組合検査規程(昭和30年宮崎県告示第 481号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前, 改正後. Row 1: 第12条 [略]. Row 2: 知事は、必要あるときは前項の規定により交付した検査書に対する措置状況の回答を求めなければならない。 (underlined in original). Row 3: [略]

別記様式を次のように改める。

本サナミ、児玉重元、児玉浅平、児玉武幹、児玉文子、上米良市畝、上米良重吉、上米良鶴松、谷口晃司、池田不二夫、中武宇三郎、中武喜志、中武儀太郎、中武義治、中武袈裟次郎、中武虎市、中武重市、中武丈市、中武新三郎、中武甚藏、中武徳三郎、中武兵吉、中武平太、長友虎雄、長友宗安、長友重嗣、田爪直、那須彪、那須與三太、日本製紙株式会社、八代孫市、浜砂イセノ、浜砂英憲、浜砂久義、浜砂長蔵、浜砂武義、浜砂保、浜砂満雄、浜砂頼光、浜砂頼信、浜砂畝徳、富山武盛、富山福太郎、峰定憲、鈴木和男、濱砂庄吉、濱砂米市、濱砂弥太郎、齋藤博子、濱砂英一、濱砂福次郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 198号によること。

宮崎県告示第 338号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第 199号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西都市役所 甲斐ヒサ、中武重敏、中武清重、中武忠雄、土持廣仁

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 199号によること。

別記様式 (第 3 条関係)

(表)

..... 8 cm

職	氏 名	宮崎県第	号
		年 月	日生
水 産 業 協 同 組 合 検 査 員 の 証			
宮崎県知事		印	
年 月 日			

..... 6 cm

(裏)

水産業協同組合検査規程抜すい

第 3 条 検査は、検査員をして行わせるものとする。ただし、検査員でない職員を検査員の指揮の下にその検査に従事させることができる。

2 検査員は、県職員のうちから知事が命ずる。

3 検査員は、検査を行うときは検査員の証 (別記様式) を携帯し、理事その他の責任者から要求があったときは、これを呈示しなければならない。

4 検査員は、直接自己の利害に関係のある組合の検査を行うことはできない。

注 意

1 この証を紛失したときは直ちに知事に届け出ること。

2 検査員がその職を退いたときは直ちにこの証を返付すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 340号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月26日から平成24年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字下相手木9438番地先から同市同大字字迫畑9888番 1 地先まで	旧	8.4 ~ 26.0	400.0
				新	10.8 ~ 50.2	392.0

宮崎県告示第 341号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月26日から平成24年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字下相手木9438番地先から同市同大字字迫畑9888番 1 地先まで	平成24年 4 月27日

宮崎県告示第 342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	苗 田	I - 1 - 0017	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 1	I - 1 - 0080	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 2	I - 1 - 0081	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 3	I - 1 - 0082	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 4	I - 1 - 0083	急傾斜地の崩壊
	白 浜	I - 1 - 0088	急傾斜地の崩壊
	大 迫 - 1	I - 1 - 3042	急傾斜地の崩壊
	松 ヶ 迫	I - 1 - 3060	急傾斜地の崩壊
	本郷 1 丁目	I - 2 - 0016	急傾斜地の崩壊
	希望ヶ丘 1 丁目	I - 2 - 0095	急傾斜地の崩壊
	本郷幼稚園前	I - 2 - 0096	急傾斜地の崩壊
	本郷南方 - 1	I - 2 - 0202	急傾斜地の崩壊
	本郷南方 - 1 - 新①	I - 2 - 0202 - 新①	急傾斜地の崩壊
	本郷南方 - 2	I - 2 - 2043	急傾斜地の崩壊
	本郷北方池田 - 2	II - 1 - 4159	急傾斜地の崩壊
	西 田	II - 1 - 4171	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 5	II - 1 - 4173	急傾斜地の崩壊
	天満町 - 1	II - 1 - 4209	急傾斜地の崩壊
	大 塚 - 2	II - 2 - 0009	急傾斜地の崩壊
	大 迫 - 3	III - 1 - 9095	急傾斜地の崩壊
大迫 - 3 - 新①	III - 1 - 9095 - 新①	急傾斜地の崩壊	

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	苗 田	I - 1 - 0017	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 1	I - 1 - 0080	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 2	I - 1 - 0081	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 3	I - 1 - 0082	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 4	I - 1 - 0083	急傾斜地の崩壊
	白 浜	I - 1 - 0088	急傾斜地の崩壊
	大 迫 - 1	I - 1 - 3042	急傾斜地の崩壊
	松 ヶ 迫	I - 1 - 3060	急傾斜地の崩壊
	本郷1丁目	I - 2 - 0016	急傾斜地の崩壊
	本郷幼稚園前	I - 2 - 0096	急傾斜地の崩壊
	本郷南方-1	I - 2 - 0202	急傾斜地の崩壊
	本郷南方-1-新①	I - 2 - 0202-新①	急傾斜地の崩壊
	本郷南方-2	I - 2 - 2043	急傾斜地の崩壊
	本郷北方池田-2	II - 1 - 4159	急傾斜地の崩壊
	西 田	II - 1 - 4171	急傾斜地の崩壊
	木 花 - 5	II - 1 - 4173	急傾斜地の崩壊
	天満町-1	II - 1 - 4209	急傾斜地の崩壊
	大 塚 - 2	II - 2 - 0009	急傾斜地の崩壊
	大 迫 - 3	III - 1 - 9095	急傾斜地の崩壊
	大迫-3-新①	III - 1 - 9095-新①	急傾斜地の崩壊
木 花 - 7	III - 1 - 9099	急傾斜地の崩壊	
追 手	I - 1 - 0134	急傾斜地の崩壊	
木 花 - 7	III - 1 - 9099	急傾斜地の崩壊	
追 手	I - 1 - 0134	急傾斜地の崩壊	
上 町	I - 1 - 0139	急傾斜地の崩壊	
垂 門	I - 1 - 0140	急傾斜地の崩壊	
鳥 越 - 1	I - 1 - 0142	急傾斜地の崩壊	
東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊	
野下-2	I - 1 - 0150	急傾斜地の崩壊	
鳥 越	I - 1 - 0170	急傾斜地の崩壊	
鳥越-新①	I - 1 - 0170-新①	急傾斜地の崩壊	
久 谷	I - 1 - 2053	急傾斜地の崩壊	
上 町 - 1	I - 1 - 3089	急傾斜地の崩壊	
松小路-1	I - 1 - 3095	急傾斜地の崩壊	
旭 町	I - 2 - 0021	急傾斜地の崩壊	
追手-3	III - 1 - 9261	急傾斜地の崩壊	
天 神 - 4	III - 1 - 9279	急傾斜地の崩壊	
宮 本	III - 1 - 9280	急傾斜地の崩壊	
新 町	I - 1 - 0102	急傾斜地の崩壊	
正 手 - 1	I - 1 - 0103	急傾斜地の崩壊	
松ノ木田	I - 1 - 0115	急傾斜地の崩壊	
正 手 - 2	I - 1 - 0118	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所にて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 343号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

上 町	I - 1 - 0139	急傾斜地の崩壊				
垂 門	I - 1 - 0140	急傾斜地の崩壊				
鳥越 - 1	I - 1 - 0142	急傾斜地の崩壊				
東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊				
野下 - 2	I - 1 - 0150	急傾斜地の崩壊				
鳥 越	I - 1 - 0170	急傾斜地の崩壊				
鳥越 - 新①	I - 1 - 0170 - 新①	急傾斜地の崩壊				
久 谷	I - 1 - 2053	急傾斜地の崩壊				
上町 - 1	I - 1 - 3089	急傾斜地の崩壊				
松小路 - 1	I - 1 - 3095	急傾斜地の崩壊				
旭 町	I - 2 - 0021	急傾斜地の崩壊				
追手 - 3	Ⅲ - 1 - 9261	急傾斜地の崩壊				
天神 - 4	Ⅲ - 1 - 9279	急傾斜地の崩壊				
宮 本	Ⅲ - 1 - 9280	急傾斜地の崩壊				
新 町	I - 1 - 0102	急傾斜地の崩壊				
				正手 - 1	I - 1 - 0103	急傾斜地の崩壊
				松ノ木田	I - 1 - 0115	急傾斜地の崩壊
				正手 - 2	I - 1 - 0118	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 344号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成24年 4 月 26 日から 30 日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成24年 4 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 木 下 博 義
住所 日南市上平野町 1 丁目 1 番地 20
- 2 契約の始期
平成24年 4 月 1 日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年 4 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第12号

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和37年訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第 2 条関係)						別表(第 2 条関係)					
種 類	印 影 の ひ な 形	印影の寸法 (ミリメートル)	個 数	使用範囲	公印管守者	種 類	印 影 の ひ な 形	印影の寸法 (ミリメートル)	個 数	使用範囲	公印管守者
[略]						[略]					
宮 崎 県 各 部 長 印	[略]					宮 崎 県 各 部 長 印	[略]				
						宮 崎 県 危 機 管 理 統 括 監 印	<u>宮 崎 県 危 機 管 理 統 括 監 印</u>	<u>方 21</u>	<u>1</u>	<u>一般公文書用</u>	<u>危機管理課 長</u>
[略]						[略]					

附 則

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字大瀬町の一部、田野町地番区域甲の一部、高岡町五町・浦之名・内山・飯田の各一部、清武町加納の一部
都城市	都城市高野町の一部
延岡市	延岡市迫内町・東海町・昭和町 2 丁目・3 丁目の全域、北方町地番区域午の一部、北川町川内名の一部、北浦町三川内の一部
日南市	日南市大字平山・風田・塚田(甲)・宮浦・油津平野・平野・油津 1 丁目・油津 2 丁目・油津 3 丁目・油津 4 丁目・梅ヶ浜 1 丁目・梅ヶ浜 2 丁目・梅ヶ浜 3 丁目・大堂津 1 丁目・大堂津 2 丁目・大堂津 3 丁目・大堂津 4 丁目・大堂津 5 丁目・下方・隈谷
小林市	小林市大字北西方・真方の各一部
日向市	日向市美々津町・日知屋の各一部、日向市東郷町山陰辛・八重原迫野内の各一部
串間市	串間市大字高松・奈留・崎田の各一部
西都市	西都市大字茶臼原・穂北・南方の各一部
えびの市	えびの市大字原田・上江の各一部
三股町	北諸県郡三股町大字樺山・蓼池の各一部
国富町	東諸県郡国富町大字八代北俣・八代南俣の各一部
西米良村	児湯郡西米良村大字上米良・板谷の各一部
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字下福良・大河内の各一部
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷区神門・水清谷の各一部
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字押方の一部
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部

2 調査期間

平成24年4月16日から平成25年3月29日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、山ノ口原地区県営土地改良事業（小林市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年4月26日から平成24年5月29日まで

3 縦覧場所

小林市役所 掲示場

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2287号により公告した基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）が平成24年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

伝達性海綿状脳症用 E L I S A キット 62,500頭分（予定検査頭数分）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成24年3月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松 2 丁目 3 番 25 号

5 落札金額

1 検体当たり 194.25円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成24年2月2日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 9 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成24年4月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1 級	平成24年 8 月 2 日(木)午前 9 時30分から 午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人 (受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成24年 6 月18日 (月) から 6 月29日 (金) まで (土、日曜を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 交通誘導 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)
- カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

--	--